

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和 7 年 1 2 月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立小倉南障害者地域活動センター
所在地：北九州市小倉南区横代北町四丁目 1 2 番 1 号
施設内容：

①施設概要

敷地面積：約 6, 0 2 6 m²
構 造：鉄筋コンクリート造 2 階建
規 模：延床面積約 3, 2 3 9 m²

②事業内容

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく生活介護事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく短期入所事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく施設入所支援事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援 B 型事業 等

(2) 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 1 3 年 3 月 3 1 日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人北九州あゆみの会
所在地：北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号
主な業務内容：①第 1 種社会福祉事業（障害者支援施設の経営ほか）
②第 2 種社会福祉事業（障害福祉サービス事業ほか）
③その他市受託事業
（北九州市肢体不自由児（者）ペアレントスクールほか）

2 指定の経緯

令和 7 年 6 月 1 6 日 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）

令和7年 8月25日 申請受付開始
 令和7年 9月 1日 申請締め切り
 令和7年10月 9日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
 令和7年10月 指定管理者候補を決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[業務に精通する者] 伊野 和子（北九州市自閉症協会事務局長）
 - ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学大学院客員教授）
 - ・[学識経験者] 高橋 秀直（北九州市立大学大学院マネジメント研究科准教授）
 - ・[財務・経営に知見を有する者] 田村 奈々子（田村奈々子税理士事務所所長）
 - ・[業務に精通する者] 森 聖子（北九州市身体障害者福祉協会常務理事）
- ※ 五十音順 敬称略

5 条件付き公募方式採用について

（1）条件付き公募とする理由

管理運営を任せる事業者が特定される施設であるかという視点（①利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設かどうか、②人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設かどうか、③人材の育成に長期間「とくに」必要である施設かどうか）で検討した結果、小倉南障害者地域活動センターの指定管理者の選定に条件付き公募方式を導入することとしました。

別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり

（2）条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員				
	A	B	C	D	E
妥当性	有	有	有	有	有

（3）検討会における主な意見

- ・ 入所施設であり、高度な専門性を持つ人材が必要であり、人材育成には長い期間が必要となる。利用者から見て、事業者が変わり、支援者が全員変わることは不安につながり、生活が不安定となることから妥当性ありと判断する。
- ・ 入所施設であり、利用者や保護者との信頼関係やコミュニケーション、ケア

方法が長年築かれており、専門的な支援が行われているため、妥当性ありと判断する。

- ・ 入所施設で利用者との信頼関係が必要であり、事業者が変わると利用者の不安感や負担感が増すことから、なるべく継続することが望ましいため、妥当性ありとして問題ない。

6 審査基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針 ① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。 (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 ① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。 (3) 実績や経験など ① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】 (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み ① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 ④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・ 発達向上 ・ 社会性の向上 ・ 身体機能の維持、向上 ・ 自立支援 など ⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。 (2) 利用者の満足度 ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。

⑤	⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。 ※ 就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	
①	指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
②	収入が最大限確保される提案であるか。
③	完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	
①	収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
②	経費の配分は適切であるか。
③	積算根拠は明確であるか。
④	再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	
①	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
②	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	
①	施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
②	施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③	利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤	衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。
(7) 社会貢献・地域貢献	
①	高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
②	労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③	SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
④	地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤	地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥	市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

7 審査結果

(1) 適 否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員				
		A	B	C	D	E

社会福祉 法人 北九州 あゆみの会	1 指定管理者としての適性					
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	適	適	適	適	適
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤					
	(3) 実績や経験など					
	2 管理運営計画の適確性					
	【有効性】					
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み	適	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度					
	【効率性】					
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性					
	【適正性】					
	(5) 管理運営体制など	適	適	適	適	適
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など					
	(7) 社会貢献・地域貢献					

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・ 社会福祉法人として長年の運営実績があり、理念や施設の設置目的も申し分ない。
- ・ 長年の実績と経験、経緯があるとともに、利用者満足度もそれぞれ高い。

【管理運営計画の適確性】

- ・ 有資格者の人数配分をきっちりとデータで示し、専門性向上に向けた取り組みも十分行われている。
- ・ 特に、地域の自治連合会に加盟しながら一緒に取り組まれている点は、とても素晴らしい。
- ・ 運営体制も考えられており、利用者の安全面への考慮もされている。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州あゆみの会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 長年にわたり、法人立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。小倉南障害者地域活動センターについても、平成14年度の開設当初から円滑に管理運営を行って

きた実績がある。

- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等について十分に理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、豊富な知識や経験を持つ職員を多く有しており、「働きがい」のある人事評価制度を導入するなど、職員の処遇改善に取り組むとともに、各種の研修制度による職員の資質向上に努めている。
- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤安定のために事業の効率化を推し進めている。
- ・見守り介護ロボットの導入やデジリハ促進などICT技術を積極的に導入し、利用者の安全強化や職員の負担軽減に取り組んでいる。
- ・市民センター祭りや校区の防災活動への参加協力など、長年にわたる地域交流を続けるなど、積極的に地域貢献に取り組んでいる。
- ・利用者ニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、現状と課題を踏まえた提案がなされている。

9 提案額

0千円（令和8年度～令和12年度の各年度）

条件付き公募とする理由

本施設は、入所機能を有する施設であり、利用者は生活の場として、24時間、運営団体と接する状況であるため、他の施設と比べ利用者と職員は密接な関係であり、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」といえる。

また、重たい障害のある人が多く利用している施設でもあるため、支援を多く必要とし、高度な専門性・経験が必要な施設であり、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間とくに必要な施設」ともいえる。

さらに、現法人は、長年にわたり法人設立の障害者施設等の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。小倉南障害者地域活動センターについても、平成14年度の設立当時より管理運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

なお、毎年度の指定管理者事業評価においても適正な管理運営がなされていると判断されており、地域との交流も継続的に取り組み、ボランティアの育成や積極的な職場実習の受入れなど、将来の福祉人材の育成にも貢献を果たしているといえる。

ついては、本施設の公募方法は、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられるもの。

提 案 概 要

(北九州市立小倉南障害者地域活動センター 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 北九州あゆみの会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
【社会福祉法人北九州あゆみの会 基本理念】 障害のある人々の尊厳を守り、自立を支援し、その家族及び理解ある人々と協同し、地域社会に共感と互助の輪を広げることを基本的使命とします。 【小倉南障害者地域活動センター運営方針】 利用者一人ひとりの人格を尊重しながら、自立と社会参加を目指して、個々のニーズに応じた生活の場を提供し、障害者福祉の向上に努めます。 1 利用者一人ひとりのニーズに応え、自己選択・自己決定を尊重した生活の場を提供します。 2 明るく、笑顔と元気のある支援に努めます。 3 技術や知識の習得に努めるとともに、業務の工夫改善に努めます。 4 地域や学校、福祉関係機関との協力及び連携関係を深めます。 5 虐待に対する体系的整備とマニュアルの運用を図ります。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
安定的な人的基盤の確保のために、職員への継続的な処遇改善と令和5年10月より新人事制度の導入を行いました。今後も人的基盤の強化により、安定した質の高いサービスが提供できるように取り組んでいきます。 安定的な財政基盤の強化のために、法人では、現在実施中の「新中期計画」を推進し、時代に即応した事業のスクラップアンドビルド等に取り組んでいます。
(3) 実績や経験など
当法人は昭和52年に設立し、48年の歴史と実績を有しています。現在、市内に11施設・2事業所を運営し、法人設立以来より培ってきた「幼児期から老年期までのライフサイクルに寄り添った支援」を基に、最重度から軽度まで多種・多様な障害特性のある方々に対応しています。

2 管理運営計画の適確性

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み
当センターでは、全事業所が安心・安全・快適なサービスの提供のため、サービスの工夫・改善に努めます。同様に、全体、各事業所とも掲げた重点課題に沿った事業計画を作成し、計画達成に取り組んでいます。また、北九州市障害者計画の理念にも沿って、利用者個々に資する施設の設置目的の達成に向けた取り組みを行っていきます。

(2) 利用者の満足度
利用者の満足度を向上させるために、北九州市実施分の満足度調査の数値等をもとに課題分析を行い、支援に反映させるように努めています。また、日頃から利用者ならびにご家族の意見をあらゆる方法で収集し、利用者自治会等にも意見を求めながら、生活プログラムや活動内容に反映させるように努めています。

(1) 指定管理料及び収入
物品の購入を計画的に行うことはもとより、事業所間の共同利用や積極的な省エネで、水光熱費の節約など経費削減に努め、収入の確保については適切な請求事務と利用者増に引き続き取り組んでいきます。また、法令を遵守した利用料の徴収と、収益については利用者の還元にも努めます。
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性
収支計画については、現実的な数値目標のもと、サービスの向上による利用者の利用率と定着率の維持・向上の見込みを踏まえた収入を計上しております。人件費に関しては福祉人材確保の必要性から、必要な人員プラスαの見込み額を考慮し算出しています。

(1) 管理運営体制など
管理運営体制について、施設管理体制について、センター長1人、統括主任2人を管理者とし、4部門にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者となるマネージャーを置き、管理運営に必要な専門知識や実務経験のある職員をチーフとして各部門へバランス良く配置、管理します。
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
平等利用について、様々な事情を総合的に判断し、公平・平等に対応していきます。 安全対策・危機管理体制については、事故防止マニュアルの整備や事故防止のための研修を実施し、事故防止に努めます。また、あらゆる危機に対応するため、業務継続計画（BCP）の整備を行っています。
(3) 地域貢献・社会貢献
小倉南障害者地域活動センターでは「地域における公益的な取り組み」として様々な地域貢献に取り組めます。また、利用者の活動や生活の幅を広げるため自治連合会への加盟など地域や関係団体と連携した事業の展開を目指します。

提案額（千円）

令和 8 年度	0 円
令和 9 年度	0 円
令和 10 年度	0 円
令和 11 年度	0 円
令和 12 年度	0 円

北九州市立障害者施設 第1回指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和7年6月16日（月）15:00～15:40
- 2 場 所 北九州市役所 10階 10C会議室
- 3 出席者 （検討会構成員等）伊野構成員、門田構成員、
高橋構成員、田村構成員、森構成員
（事務局） 保健福祉局障害福祉部長、障害者支援課長、
障害福祉施設係長、他1名
- 4 議 題 門司障害者地域活動センター及び小倉南障害者地域活動センターの条件付公募方式採用の妥当性審査

5 会議内容

- 当日の配布資料・議事次第等について、事務局より説明。
- 構成員の互選により、座長を選出
- 検討会の位置づけ及び検討会の進め方等について、事務局より説明。
- 施設の管理運営に関する要求水準及び条件付き公募方式採用の理由等について事務局より説明。

○質疑応答・意見

（構成員） 門司障害者地域活動センターの運営法人は、「障害者支援施設 母原」の建て替え工事を実施し、建築資材の高騰のため、資産の取り崩しを行っているようだが、法人の経営状況はどのようなものか。

（事務局） 門司障害者地域活動センターの運営法人である社会福祉法人あすなろ学園は、令和5年度に「障害者支援施設 母原」の建て替え工事に着手したものの、建設資材の高騰等のため工期が延び、令和6年度に完成、令和7年4月にオープンしている。このため、法人の負担が大きくなっているが、経営状況としては適正な範囲であると考えている。市補助金を活用して施設整備を行った法人であり、市としては、今後も経営状況の確認を行っていく予定である。

（構成員） 条件付き公募を採用しない場合に、事業者が変わることで利用者側にとどの程度の不利益があるのかを確認したい。また、両施設とも同じ事業者が20年近く管理運営を行っており、評価も問題ないとのことだが、条件付き公募が今回採用されると、さらに5年間、同じ法人が運営を担うことになる。より良いサービスの提供という観点から、1法人

のみを審査する条件付き公募の外に、優先枠の1法人とは別の法人にアイデアを出してもらう仕組みがあった方が良いのか、というあたりを皆様に教えていただきたい。

(事務局) 両施設については、「利用者との継続的な信頼関係や高度な専門性を有する人材、長期間の人材育成が特に必要な施設」であることを踏まえ、条件付き公募を提案している。構成員お尋ねの別の法人にアイデアを出してもらう仕組みについては、事業者が変わるかもしれないと、利用者や家族の不安が非常に大きいと考えている。

(構成員) 様々な障害を抱える方々がおられる中、事業者は時間をかけながらより良いサポートを考えていくことになる。職員が変わってしまうと個々の利用者の特性を一から理解し直す必要があり、新たな事業者へ移行することによって、サポートのギャップが大きくなると思う。利用者や家族のことを考えたときには、継続してサポートする体制が続く方が良いと考える。

(構成員) 当事者である利用者や親・家族にとって、事業者が変わることで支援者ががらりと変わってしまうと、かなり混乱すると思う。事業者が変わらないことがいいことばかりではないのかもしれないが、継続した支援が行われることは、利用者や家族にとって有り難い。ただし、運営の状況については、チェックしてもらいたい

(構成員) 利用者は担当職員の異動だけでも不安に感じている。同じ事業者が継続していく良さやちゃんと第三者の目が入るところがあるのかどうかなどは注意して見ていただきたいと思う。

○ 構成員は質疑応答を受けて各自条件付き公募方式採用の妥当性の有無を記入し発表。(構成員全員が「妥当性有り」と記入) その後、構成員全員で意見交換。

【門司障害者地域活動センター及び小倉南障害者地域活動センターについて】

(構成員) (両施設ともに) 入所施設の支援であり、重度障害者の支援も多いため、「妥当性有り」と判断する。

(構成員) (両施設ともに) 入所施設であるとともに、利用者や保護者との信頼関係やコミュニケーション、ケア方法が長年築かれており、専門的な支援が行われているため、「妥当性有り」と判断する。

(構成員) (両施設ともに) 入所施設で利用者との信頼関係が必要であり、事業者が変わると利用者の不安感や負担感が増すことから、なるべく継続することが望ましいため、「妥当性有り」として問題ない。今後の事業者ヒアリングにおいて、指定管理者としての妥当性やサービス向上に向けた考え方を確認したい。

(構成員) 第一種社会福祉事業である入所施設の場合は、行政機関又は社会福祉

法人に運営が限られるとともに、「利用者との信頼関係が特に必要」、「人材について高度な専門性が必要」「継続的に管理運営を行っている」ため、（両施設ともに）「妥当性有り」と判断する。

（構成員）（両施設ともに）入所施設であり、高度な専門性のある人材が必要であり、人材育成には長い期間が必要となる。利用者から見て、支援者が全員変わることは、不安につながり、生活が不安定となることから、「妥当性有り」と判断する。

○ 検討会の意見を受け、条件付き公募方式採用の妥当性の判断について、事務局より説明。

（事務局）両施設について、条件付き公募方式を採用することに「妥当性有り」との審査結果をいただいた。この結論を踏まえ、市として最終的な判断を行い、条件付き公募に必要な手続きを進めてまいりたい。

北九州市立障害者施設 第2回指定管理者検討会 会議録

- 1 開催日時 令和7年10月9日(木) 10:00～11:40
- 2 場 所 北九州市役所 15階 15D会議室
- 3 出席者 (検討会構成員等) 伊野構成員、門田構成員、
高橋構成員、田村構成員、森構成員
(事務局) 保健福祉局障害福祉部長、障害者支援課長、
障害福祉施設係長、他1名
- 4 議 題
門司障害者地域活動センター及び小倉南障害者地域活動センターに係る指定管理者候補の選定審査【条件付公募施設】
- 5 会議内容

- 当日の配布資料・議事次第等について、事務局から説明
- 指定管理者候補の選定基準、適否選択の注意事項等について、事務局から説明
- 申請団体から提案概要に関してヒアリングと質疑応答

① 門司障害者地域活動センター

(構成員) 工賃(月額)について、令和3年度からの期間で1万円台の目標が未達成の中、今回は、令和8年度の9,200円から令和12年度の1万1,300円に向けて上昇的な工賃を目標としている背景を教えてください。また、生活介護の利用者満足度について、令和8年度の79%から上昇傾向の目標となっているが、令和3年度の86.6%から令和6年度の78.5%と実績が減少傾向となっている背景を教えてください。併せて、就労支援と入所施設は90%台の目標に対して、生活介護は80%台に抑えている理由も教えてください。

(申請団体) 工賃については、12月と3月のボーナス等を含め、月平均で1万円を超える目標を設定している。また、生活介護については、コロナ禍で通所を控える傾向が現在も続いており、利用者満足度に影響している。利用者や家族のアンケートに基づき、食事メニューの改善や食事のみの外出体験、買い物体験を行うとともに、毎月1回の音楽療法や3か月毎の講師を招いたアート作品作り等を実施することで、活動自体の満足度を上げている。

(構成員) なるべく臨時休業をしないことや家族との合同懇談会の実施、家族のレスパイトなどよく考えて運営されているが、そのことで職員が負

担になったり、送迎車の安全な運行ができなかったりなどの課題はないか。また、委託職員の配置はどのようにしているか。最後に、買い物支援バスを独自に運行しているが、概要を教えてほしい。

(申請団体) ご指摘のとおり、臨時休業をしないことによる職員の負担はある。悪天候時は、安全のために送迎車の運行を止めるが、センター自体は閉めずに自由に来所してもらっている。また、委託職員は、高齢者能力活用センターを通じて高齢者の活用を図っている。高齢者は接遇面がしっかりしており、家族に安心感を与えている。買い物支援バスは、近隣の伊川地区等に住む高齢者の買い物支援や通院などのため、毎週水曜・木曜の2回、送迎車を活用し、好評を頂いている。

(構成員) 60年近く法人を運営している中で、最近、障害者施設を新築し、300%ぐらいあった流動比率が少し下がっている。食費など物価高騰もあるが、収支予算内に収まるのか。

(申請団体) 障害者支援施設の母原の建て替えに伴う借入金が3億6,000万円で、年間では、一番多い令和8年度で2,200万円の返済となる。母原の令和6年度の活動増減差額が8,200万であるため、母原単独で十分な返済能力があると考えている。今後、母原に関しては、今の収益を最低限キープ、または、さらなる上積みを見込んでおり、今後30年に渡って母原単独で返済することが可能と考えている。物価高騰に関しては、企業努力で何とかなる範囲だが、一番の懸念は昨今の最低賃金の上昇である。

(構成員) SNSを始めるなど広報活動の充実が書かれているが、広報誌とホームページ・SNSでの使い分けの工夫や媒体ごとのターゲットは定めているか。次に、基本方針として地域で安心して暮らすことができる社会の実現がうたわれており、あまり障害者と接点がない人にどのように接して、一緒になっていくのが重要と思うが障害者と関わりがないような人達向けのコンテンツの発信がやや弱い印象を持った。今後そのあたりを充実させるために、現在取り組んでいることがあれば教えてほしい。最後に利用者のアート作品について、アート作品もコンピューターで作って売る時代に入っており、ブロックチェーン技術を使った所有権や著作権を持ったものの資産価値が上がるようになっている。福祉的な要素で実際にアート作品を作ることも重要だが、インスタグラムを始めたことをきっかけに、デジタルで福祉を変えていくこと、時代に合わせて作るものの形を変え、デジタル的なサービスで売り方を変えることも考えてもらいたい。

(申請団体) 広報活動について、広報誌を年4回、定期的に発行している。SNSについては、ダイレクトに利用者のその日の様子が分かることから、通所でその日その日を楽しみにしている保護者もいるほか、例えば、過去に働いていた職員や、利用者と疎遠になっている家族とダイレク

ト・メッセージ機能でつながったり、バザーの呼びかけで門司活商品を紹介するなど、これまで繋がっていなかった方にInstagramの発信力を活かして取り組んでいる。最近、福祉以外の他業種に啓発的に足を運ぶ職員もいる。言うなれば世代交代というところで、Instagramもそうだが、商品開発も若い職員の発想力で今のニーズに合ったデザインに変わってきている。アート作品作りについて、AIを活用するICTのことかと思うが、現状はアナログ的であり、絵やデザインが得意な利用者の自立を目標に力を入れている。また、絹糸を題材にした創作活動も行っている。知的障害者の感性や表現力を引き出し、作品として販売できるようになれば、自立につながると考えている。

(構成員) 身体拘束や虐待の防止策で、緊急やむを得ない行動制限について、保護者の同意をもらっているとあるが、同意がもらえないケースはあるのか。やむを得ないというのは、利用者の行動が本人にとって危ないから止めないといけないための同意書なのかが気になった。次に、アート作品づくりに力を入れているが、それほどアートが好きではない利用者に対しては何か軽作業などはやっていないのか。最後に、地域との関わりや海の環境保全などを行っており、障害者が地域や事業所、観光地、園芸作業などに出ていく糸口になると思うが、今後何か広がっていく、新しいことは考えているか。

(申請団体) 身体拘束の同意書について、例えば注射や採血のとき、利用者の中には、純粹に痛みが嫌だったり、針を見て怖かったり、医者に恐怖心を抱いている方などもいる。なるべく職員が付き添って、安心してもらうようにしているが、注射の時に動いてしまわないように利用者の手を握ったり、体を支えたりすることがある。また、パニックを起こして壁に自身の頭を打ちつける方や近くにいる人を突き飛ばす行動が出る方は、体を張って止めざるを得ない。部屋に行ってクールダウンするため、一時的に部屋に誘導することもある。そのような方には必ず同意書を取るようにしている。どうしても拒否される場合に強要することはないが、ご家族にも経験があることが多く、事情を説明すればご理解いただけるので、しっかりコミュニケーションを取るようにしている。次に、利用者の意思が反映されずにアート活動の場に連れてこられているとのイメージもあるが、重度の言語障害の方でも、絹糸を触るだけでも感触がよい笑顔になる。そういう触れる機会をもう少し増やしたいと思っている。最後に、生活介護の活動で散策を行っているが、門司地区は古い歴史や史跡があり、山あり海ありで流木やシーグラスなどを題材にした作品づくりに取り入れられる。職員がボランティアで地域の人と関係性をつくったりなど、小さいところから始めて、広げていきたい。法人全体としては、例えば農福連携事業や地域の方を呼び込む動きをしており、法人全体の取り組みとして門司活にも進めていきたい。

② 小倉南障害者地域活動センター

(構成員) コロナの影響で令和4年度に財政が悪化し、令和6年度は回復しているが、今後コロナなどの流行でショートステイを終了する場合、長く利用している方がたくさんいる中でどのように対応するのか。また、例えば、ショートステイを閉鎖しないといけないような場合、従業員が職を失うということもあり得るが、そのような場合の対応はどのように考えているか。

(申請団体) コロナでクラスターが出た時でも、感染症対策を図りつつ、ショートステイを完全に止める期間は2週間ぐらいと考えている。通所の閉鎖時も、法人全体で調整して、職員が他の部署で活躍できる場を設けているため、離職は想定していない。身体障害の利用者が多く、家族での介護はとても大変なので、できるだけ受け入れ体制を整えたい。職員もこのコロナ禍でスキルがどんどん成長しており、対応する術を持っていると自負している。

(構成員) 令和3年から令和4年にかけて、入所と就労支援の満足度が10ポイント以上も下がっている。その後は回復しているが、満足度急落の理由は何であり、どういう対応で回復基調にあるのか。次に、新しい人事評価制度を入れて、目標意識やモチベーションにも好影響を及ぼしているとあるが、そのモチベーションをどのように把握して、評価に結びつけているのか。最後に、インターネット等での情報発信について、ホームページを拝見したが、発信が弱いと感じた。小倉南障害者地域活動センターのページにセキュリティ上の脆弱性があるフラッシュプレイヤーが使われており、ホームページの改修及びWeb上での情報発信にもう少し力を入れていただきたい。

(申請団体) 令和3・4年のコロナ禍では活動の制限が多く、入所施設も就労系の方も自粛期間が長かったことから、満足度が下がったと考えている。そこからの回復は、感染対策に気をつけつつ、利用者が何を望んでいるかを細かく聞きながらコツコツ活動した結果と考えている。次に、新しい人事制度は、人と比較するのではなく、個人で目指すべき姿をステージごとに設定し、それを自己で振り返えることで、自分がどの位置にいるのかが見えるものとなっている。自分で振り返るだけではなく、上司も同様に評価する。自己評価と上司の評価は必ず乖離するが、上司と共有することで、職員も自己肯定感や自分の立ち位置に気づく機会を持てるほか、上司との面談の機会を通じて、働きがいややりがいにつながる。

(構成員) 外国人の雇用を積極的に行っているようだが、課題などがあれば教えてほしい。次に、入所者の高齢化で予期せぬことがいろいろ起きると思うが、職員体制が少ない夜間の連携等の対応はどうか。最後に、市

外に職員を派遣したケースがあれば、教えてほしい。

(申請団体) 外国人の雇用では、現在ネパール人3名が常勤で勤めている。皆さん非常に勤勉かつ真面目で戦力としても十分であり、とても助かっている。課題としては、書類関係がある。他の仕事では十分に話せるが、記録や申し送りの時には文字が必要なため、そこに苦労している。そこから離職につながるため、A I等を使いながら乗り越えていきたい。次に、男女入所者の現在の平均年齢が54～56歳となっており、高齢化や障害の重度化がこれから課題となる。利用者の急変には、マニュアルを備えて対応している。また、そのような事態に備えてアームスという介護ロボットを9台導入しており、利用者の急変にいち早く気づけるように対応している。人手不足で夜勤者の負担がかなり増えており、その軽減と利用者の安心安全を図るため、費用はかかったが補助金を活用しながら導入している。最後の市外への職員派遣については、最近の能登の地震で支援員を派遣している。素早く対応できるように、要請があった時に誰が行くかを事前に決めている。なかなか大変だが、協力要請があれば、積極的に対応していきたい。

(構成員) 報酬改定があり、例えば生活介護では利用時間の延長があると思う。時間延長による職員の負担や賃金の問題は大丈夫か。また、土曜日の開所などもあり、職員の働き方について前よりも大変な部分があると思うが、職場の環境はどうか。最後に、課題は一杯あると思うが、余暇的な支援やアームスといった介護ロボット、デジリハなど新しい取り組みは、利用者もすごく楽しんでいると思う。地域発信や地域と一緒に何かを行うことは、なかなか難しい施設かもしれないが、防災でのつながり以外に地域とタッグ組んだ取り組みは考えているか。

(申請団体) 北九州市内の放課後等デイサービスが夕方6時半まで受け入れており、生活介護も同じような形態でないと、メインで介護している母親が働き続けられないという話を親の会から聞く。職員不足の中、土曜日の常時開所や親御さんが望むような長い受け入れは難しい課題である。生活介護では30分時間を延ばすだけでも、職員の勤務シフトを大きく変える必要があり、非常に苦労している。やはり職員の負担は大きく、職員からはどうにかしてほしいとの声が出ている。人手不足を解消するため、短時間労働やパートの方を積極的に雇用し、その時間帯に過不足が出ないような形をとっている。最後に、小倉南障害者地域活動センターでは地域の方と共同で行った防災訓練が市政だよりに紹介されたり、地域のお祭りにも積極的に参加するなど、地域に恵まれていると感じる。また、法人が運営する「あゆみひまわり学園」は地域の中核的な役割を担って積極的に活動している。地域との連携は、法人の理念と考えている。今年から開催している地域連携推進会議で、地域住民の方に施設を開くよう指摘をもらっている。これまで、学校関係では出前授業などを積極的に行ってきたが、サロン活動など

地域での建物の活用が行われているかの視点はなかった。今後は、地域住民の方に開かれた施設とするため、いただいた意見を踏まえ、今後しっかり取り組んでいきたい。

(構成員) 工賃(月額)について、過去5年間は、目標の1万円を達成している。大手企業からの受託作業を含めての尽力があったと思う。これからの5年間は、1万5千円以上を目標としているが、工賃を上げる上で新たな取り組みやプランがあれば、伺いたい。

(申請団体) 就労支援B型の利用者の能力向上に特に力を入れており、例えば浄水器の弁を1日50個でも100個でも多くつくれるようにするため、作り方の改善や指導する立場の者がしっかり計画を組むなど、努力をしている。立地上、どうしても農業を行うことが難しく、他で稼ぐために、独自製品を作っており、積極的に販売していきたい。先ほど指摘いただいたネット販売をもっと行うなど、ゆくゆくは福岡県の平均賃金ぐらいにもっていきたい。

○ 構成員は、提案概要のヒアリングと質疑応答を受けて、各自項目毎の適否を記入。その後、構成員全員で意見交換。

① 門司障害者地域活動センター

(構成員) 長年に渡り施設運営を行うとともに、引き続き指定管理者として、センターの基本方針である「障害者が地域で安心して暮らすことができる社会の実現」を目指し利用者への支援を進めていると感じた。そして、環境など地域の特性をとらえて連携した取り組みをされており、施設の理念の社会参加を目指す上で、今後も期待できる。

(構成員) 何年も指定管理者として運営されている中で、より良いサービスの充実等を図り、利用者の満足度も高いことから、指定管理者としてこのまま継続してよいと思う。しかし、情報発信の部分では、これからはインスタグラムなどを使いながら、より一層の啓蒙活動などに取り組んでほしい。

(構成員) 障害者一人一人の特性に合わせて、それに沿うように努力されている姿が印象的だった。また、地域の方々との連携やヘドロ除去の素焼き玉づくり、買い物支援バスなど地域と連携を図っている姿は、よく努力されている。

(構成員) 長年の取り組みもあり、安心しておまかせできると思うが、施設の基本理念がちょっと古いと思った。「ハンディキャップを持たれた」という書き方や「自分のことは自分です」、「人に頼らない」との文言は、もう時代が変わっている。提案書なのでどうしても利用者の方を見ているが、職員に関することがあまり書かれていなかったのも、職員が色々と負担を受けているのではとの懸念がある。また、施設で一貫してサービスが受けられることはいいことだが、利用者の抱え込みにつ

ならないかと少し不安を感じた。ただ、長年、施設を運営しており、安心して任せられると思う。

(構成員) これまでの実績や経験、経緯とともに、利用者への支援や満足度の高さが示されており、職員の専門性向上においても、OJTやOFF-JTなどに取り組んでいる。地域との交流も深めており、妥当と考える。

② 小倉南障害者地域活動センター

(構成員) 社会福祉法人として長年の運営実績があり、理念や施設の設置目的も申し分ない。運営体制も考えられており利用者の安全面への考慮もされている。利用者から利用してみたい、それから働く人たちから働いてみたいと思われるように、時代に即した新しい試みを今後も取り入れていってほしい。

(構成員) 長年、指定管理者としても、法人としても福祉に携わっており、安心して任せられる。一方で、話を聞きながら、行っていることの魅力であったり、施設の良さが十分伝わりきれていない部分があるので、地域との連携や、情報発信の部分を工夫して、施設の取り組みや福祉に対する理解・利用者の増に積極的に取り組んでほしい。

(構成員) あゆみひまわり学園の譲渡を受け、つばさの会にも関わっている。北九州市でも中核をなすところだと思う。先ほどサービスの利用時間のことを気にした話があったが、サービスが受けられる施設はいろんなところにあり、利用者は選べる立場にある。利用者からの希望を全て受け入れるのではなく、「この時間帯でお願いします」と発信しないと、全部を受け入れていたら、職員の負担が大きくなると心配した。

(構成員) 先ほど「施設の良さが十分伝わっていない」との意見があったが、質問したらいろんなことが出てくると思いながら聞いていた。自慢しないためか、文章だけだと何か伝わりにくかったが、本当にきちんとされていると感じた。

(構成員) 長年の実績と経験、経緯があるとともに、利用者満足度もそれぞれ高い。また有資格者の人数配分をきっちりとデータで示し、専門性向上に向けた取り組みも十分行われている。特に、地域の自治連合会に加盟しながら一緒に取り組まれている点は、とても素晴らしい。適正と評価した。

○ 各構成員の審査結果（両施設ともすべて「適」、「付帯意見なし」）を取りまとめ、検討会を終了

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和7年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立八幡西障害者地域活動センター

所在地：北九州市八幡西区香月西四丁目5番3号

施設内容：

①施設概要

敷地面積：約8,522㎡

構 造：鉄筋コンクリート造1階建

規 模：延床面積約1,644㎡

②事業内容

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく生活介護事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業 等

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会

所在地：北九州市戸畑区沖台二丁目4番8号

主な業務内容：第一種社会福祉事業（障害者支援施設の運営）
第二種社会福祉事業（障害福祉サービス事業の実施）
北九州市からの委託事業（日中一時支援事業ほか）

2 指定の経緯

令和7年 7月 1日 募集要項配布

令和7年 7月15日 募集説明会の開催

令和7年 9月 1日 募集締め切り

令和7年10月28日 指定管理者検討会の開催

令和7年10月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対応を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ 申請意向届出書を提出していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が申請意向届出書を提出していること。)
※複数の団体により構成するグループによる応募について
グループでの応募も可能です。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求めます。
なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととします。
- ④ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加：1 団体

応募件数：1 団体（社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[業務に精通する者] 伊野 和子（北九州市自閉症協会事務局長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学大学院客員教授）
- ・[学識経験者] 高橋 秀直（北九州市立大学大学院マネジメント研究科准教授）
- ・[財務・経営に知見を有する者] 田村 奈々子（田村奈々子税理士事務所所長）
- ・[業務に精通する者] 森 聖子（北九州市身体障害者福祉協会常務理事）

※ 五十音順 敬称略

5 選定基準（例）等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
	③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。
	2 管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など
	⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
	③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
	④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
	⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。
	⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
	※ 就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。
	【効率性】
	(3) 指定管理料及び収入
	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
	② 収入が最大限確保される提案であるか。
	③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
	① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
	② 経費の配分は適切であるか。
	③ 積算根拠は明確であるか。

④	再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】	
(5) 管理運営体制など	
①	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
②	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など	
①	施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
②	施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③	利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤	衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。
(7) 社会貢献・地域貢献	
①	高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。
②	労働環境の向上への取り組みが考えられているか。
③	SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。
④	地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。
⑤	地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。
⑥	市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
社会福祉法人 北九州市手をつなぐ 育成会	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	3	5	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	4	4	3	4	4	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	4	4	4	4	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	25	4	4	4	4	3	4	20
	(2) 利用者の満足度	20	3	4	4	4	4	4	16
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	10	4	3	3	4	3	3	6
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	4	3	3	5	3	4	8
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	4	4	4	4	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	4	3	3	4	3	3	6
	(7) 社会貢献・地域貢献	10	4	3	3	4	4	4	8
合 計		110	84	80	78	91	77	—	84
地元団体に対する優遇措置（5点）									89

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・理念や基本方針を有していると認める。
- ・人的基盤や財政基盤を有していると評価できる。
- ・長年の経験・運営実績を有している。

【管理運営計画の的確性】

- ・強度行動障害の方を多く受け入れ、その環境整備にも力を入れている。
- ・個々のニーズに対する支援や個別支援計画の策定、進捗状況に合わせた見直しなど、適切に取り組んでいる。
- ・地域の方による読み聞かせやクラシックライブなどを様々な取り組みを行っている。

(3) 検討会における検討結果

応募団体について検討会で審査した結果、指定管理者の適性については3つの審査項目について評価レベル4、有効性については2つの審査項目について評価レベル4、効率性については2つの審査項目のうち、1つの項目で評価レベル4、1つの項目で評価レベル3、適正性については3つの審査項目のうち、2つの項

目で評価レベル4、1つの項目で評価レベル3となり、全体的に市の要求水準を上回っており、十分な能力を有していることが認められた。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、法人立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。八幡西障害者地域活動センターについても、平成12年度の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等について十分に理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、社会福祉士等の資格取得者を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により職員の資質向上等に努めている。
- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組みがなされている。
- ・強度行動障害者が安心して活動に参加できるように、専門研修を修了したスタッフによるチーム支援や利用環境の整備に努めている。
- ・利用者のニーズに応えるため、施設内外の就労の開拓や農業活動の充実を図るとともに、近隣の保育園・幼稚園児と農作業を行うなど、地域との連携・協働に取り組んでいる。
- ・利用者ニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、現状と課題を踏まえた提案がなされている。

8 提案額

0千円（令和8年度～12年度の各年度）

提 案 概 要

(北九州市立八幡西障害者地域活動センター 指定管理者)

団体名：社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスが総合的に提供されるよう創意工夫して、利用者が個人の尊厳を保持し、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援し、障害のある人もない人も互いに尊重し合う共生社会の実現を目指すという経営理念の下、第5次中期経営計画（令和4年度～令和9年度）を策定し、「Ⅰ. 障害種別や年齢等に応じたサービス提供体制の構築 Ⅱ. 地域における公益的活動の推進 Ⅲ. 専門性の高い支援を実現できるキャリア形成と人材確保 Ⅳ. 経営組織のガバナンスの強化と事業運営の透明性の向上」という4つの基本戦略を掲げています。指定管理者として施設運営を安定的に推進するために、PDCAサイクルを管理しながら、第5次中期経営計画の目標達成を目指します。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
人的基盤について、専門性の高い支援を実現できるキャリア形成と人材を確保するため、入職後3年間のジョブローテーションを継続。経験年数や役職に応じた階層別研修、国家資格取得のための対策講座を開催しています。財務基盤は、会計監査人から適正な法人経営に努めるため指導を継続的に受けています。その結果、「流動比率」「純資産比率」「固定長期適合比率」など健全な指標となっています。今後も事業運営の透明性の向上、事務規律の強化、対外的な信頼性の向上に努めるとともに、安定した経営、事業運営を継続していきます。
(3) 実績や経験など
当法人は昭和53年に設立し、47年の歴史と実績を有しています。現在、3ヶ所の指定管理施設の指定を含め、市内に22施設・事業所を運営しています。障害のある子どもから高齢者まで幅広い年代や障害特性に対して個別支援を実践しています。法人独自の取り組みは、就労継続支援B型のデジタル化事業、ひまわりアート展、職員による実践研究など様々な取り組みを実施しています。

2 管理運営計画の適確性

(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み
第5次中期経営計画（令和5年度～令和9年度）に基づき、事業所では目標に対する実施事項と数値目標を決め、四半期ごとに進捗管理を行っています。地域共生社会の実現に向けて事業所の活動状況や障害当事者の活躍を法人ホームページやインスタグラムを活用し情報発信しています。個別支援計画はサービス担当者会議に利用者本人が参加し、意思決定支援を行います。また、利用者の家族支援は、家族の思いや意見を面談や家族懇談会等を行っています。

(2) 利用者の満足度
利用者の意思決定を尊重し、個人の尊厳に配慮して、利用者ニーズに寄り添ったサービスを提供します。利用者や家族の声は、北九州市の利用者アンケート結果を基に事業へ反映させたり、苦情解決委員会に寄せられた意見や苦情を真摯に受け止めサービス向上を図ったりしています。また、「地域連携推進会議」推進員が共同生活援助における意思決定支援の状況についても聞き取っています。

(1) 指定管理料及び収入
事業活動収入の9割近くを障害福祉サービス等事業収入が占めています。障害のある利用者のニーズに沿ったサービス提供を基本に、利用者増加及び利用率向上による収入増加に取り組んでいます。また、収益の一部については、利用者負担の軽減や建物修繕費等に有効に活用し今後も可能な限り還元していきます。
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性
収支計画は、利用者ニーズを反映させた事業計画に基づいた予算を作成しています。予算執行管理は、月次、四半期毎の分析を実施し、予算達成に向けて取り組んでいます。 建物維持管理について、本部が中心となり適正な業者を選定し、定期点検、経費削減に努め、安心・快適な環境でのサービス提供を目指します。

(1) 管理運営体制など
障害者総合支援法及び関係法令等に則り、事業管理者、サービス管理責任者など、人員基準に基づいた職員を配置しています。事業推進は法人統一の職務分掌で業務分担し、事業を推進します。また、事業管理推進委員会が年2回全事業所を巡回し、法令・基準が遵守されているか確認します。地域との関係性づくりでは、清掃活動・祭り・安全パトロール等の地域行事へ積極的に参加し、利用者が地域の一員として地域づくりに参画しています。
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
個人情報適切保護のため「情報活動の推進に関する規程」「ソーシャルメディア（SNS）利用管理規程」を策定しています。利用者の人権尊重、身体拘束及び虐待防止では、「法人倫理綱領」「職員行動規範」「利用者の権利擁護規程」「虐待防止規程」「虐待防止マニュアル」を定め読み研修を開催します。事故防止には、ヒヤリハットの要因や改善策を共有し、事故発生時はマニュアルに基づき対応します。その他、感染症予防対策の職員研修、BCPに沿った訓練を行います。法人は、危機管理委員会を設置し、リスクマネジメントを徹底し迅速に対処します。
(3) 地域貢献・社会貢献
SDGsでは共生社会の実現・利用者の就労支援の推進・人権尊重・利用者、職員の健康管理の推進・エコアクション21の取り組み・働きやすい職場環境の推進の項目で16の目標に取り組んでいます。また、地域貢献では、事業所ごとに地域清掃、伝統行事などに継続的に参画し、地域住民と交流を図っています。

提案額（千円）

令和8年度	0 千円
令和9年度	0 千円
令和10年度	0 千円
令和11年度	0 千円
令和12年度	0 千円